「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
国空航第 11576 号　平成 29 年３月 30 日(制定) 国空安政第 1903 号　令和７年 11 月 27 日(最終改正) 国土交通省航空局安全部 安全政策課長 Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則 第１章 総則 １－１　～　１－２　（略） １－３　CBTA プログラムの導入範囲 （略） （１）指定本邦航空運送事業者が指定航空従事者養成施設として実施する技能証明（定期運送用操縦士）の取得及び技能証明の限定の変更のための訓練・審査（航空法第29条第４項、同法第29条の２第２項） 【関連文書】 ・航空法第29条第４項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成12年運輸省告示第333号） ・航空従事者養成施設指定申請・審査要領（空乗第1197号 平成12年10月11日） ・航空従事者養成施設指定申請・審査要領細則（国空乗第451号平成18年４月１日） ・指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準（空乗第119号 平成12 年10月11日） ・操縦士実地試験実施基準（空乗第2038号、平成10年３月20日） ・操縦士実地試験実施細則（定期運送用操縦士（飛行機））（空乗第2039号 平成10年３月20日） ・操縦士実地試験実施細則（型式限定変更（飛行機））（空乗第2039号 平成10年３月20日）	国空航第 11576 号　平成 29 年３月 30 日(制定) 国空航第 3037 号　令和４年３月 29 日(最終改正) 国土交通省航空局安全部 安全政策課長 Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則 第１章 総則 １－１　～　１－２　（略） １－３　CBTA プログラムの導入範囲 （略） （１）指定本邦航空運送事業者が指定航空従事者養成施設として実施する技能証明（定期運送用操縦士）の取得及び技能証明の限定の変更のための訓練・審査（航空法第29条第４項、同法第29条の２第２項） 【関連文書】 ・航空法第29条第４項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成12年運輸省告示第333号） ・航空従事者養成施設指定申請・審査要領（空乗第1197号 平成12年10月11日） ・航空従事者養成施設指定申請・審査要領細則（国空乗第451号平成18年４月１日） ・指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準（空乗第119号 平成12 年10月11日） ・操縦士実地試験実施基準（空乗第2038号、平成10年３月20日） ・操縦士実地試験実施細則（定期運送用操縦士（飛行機））（空乗第2039号 平成10年３月20日） ・操縦士実地試験実施細則（型式限定変更（飛行機））（空乗第2039号 平成10年３月20日）

「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
・飛行機、回転翼航空機及び飛行船に係る操縦士実地試験実施細則の科目：基本的な計器による飛行のうち、「ADR又は VORによる飛行」の取扱いについて（国空航第126号、平成24年５月14日）	・飛行機、回転翼航空機及び飛行船に係る操縦士実地試験実施細則の科目：基本的な計器による飛行のうち、「ADR又は VORによる飛行」の取扱いについて（国空航第126号、平成24年５月14日）
・模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明の実地試験について（国空乗第83号 平成21年５月29日）	・模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明の実地試験について（国空乗第83号 平成21年５月29日）
・操縦に２人を要する飛行機に係る実地試験時の着席位置について（国空航第123号、平成 24年５月14日）	・操縦に２人を要する飛行機に係る実地試験時の着席位置について（国空航第123号、平成 24年５月14日）
・ボーイング式777型の型式限定を保有している者がボーイング式787型機の型式限定を取得する場合及びボーイング式787型の型式限定を保有している者がボーイング式777型機の型式限定を取得する場合の操縦士実地試験の実施に係る取扱いについて（国空航第802号 平成26年１月７日）	・ボーイング式777型の型式限定を保有している者がボーイング式787型機の型式限定を取得する場合及びボーイング式787型の型式限定を保有している者がボーイング式777型機の型式限定を取得する場合の操縦士実地試験の実施に係る取扱いについて（国空航第802号 平成26年１月７日）
・ボーイング式787型の型式限定変更課程における学科教官、実技教官及び技能審査員の飛行経験、技能審査等の取扱いについて（国空乗第275号、平成22年８月31日）	・ボーイング式787型の型式限定変更課程における学科教官、実技教官及び技能審査員の飛行経験、技能審査等の取扱いについて（国空乗第275号、平成22年８月31日）
・異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について（国空安政第1903号　令和７年11月27日）	（新設）
（２）　～　（３）　（略）	（２）　～　（３）　（略）
（４）指定本邦航空運送事業者が運航規程において定める航空機乗組員（機長・副操縦士）の訓練・審査（航空法第 104 条）	（４）指定本邦航空運送事業者が運航規程において定める航空機乗組員（機長・副操縦士）の訓練・審査（航空法第104条）
【関連文書】	【関連文書】
・運航規程審査要領（空航第 58 号 平成 12 年１月 28 日）	・運航規程審査要領（空航第 58 号 平成 12 年１月 28 日）
・運航規程審査要領細則（空航第 78 号 平成 12 年１月 28 日）	・運航規程審査要領細則（空航第 78 号 平成 12 年１月 28 日）
・異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について（国空安政第 1903 号　令和７年 11 月 27 日）	（新設）
（５）　（略）	（５）　（略）
１－４　（略）	１－４　（略）
第２章　～　第４章　（略）	第２章　～　第４章　（略）
（別紙１）　～　（別紙４）　（略）	（別紙１）　～　（別紙４）　（略）

「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」一部改正　新旧対照表

附　則（令和７年１１月２７日　国空安政第1903号）異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練に関する改正

本細則は、令和７年１１月２７日から適用する。